

相互連帯に燃えて

昭和35年、
 安保の嵐が吹き荒れた年。
 低廉な掛金で大きな安心を実現する
 「警察職員による、警察職員のための
 共済事業」が産声を上げました



▲昭和35年6月15日、機動隊が国会議事堂正門前で大規模なデモ隊と衝突。警備にあたった警察官300名余りが負傷しました。

現在の警生協(平成30年1月現在)

- 組合員数: 40万人(現職30.3万人)
- 職員数(定員): 210人(FP資格保有者数123人)
- 事業所(支部)数: 全国57か所
- 共済金等支払額: 583億円(平成28年度)
※地震等災害見舞金を含む

警察職員生活協同組合(警生協)は、消費生活協同組合法に基づき設立された職域の生活協同組合です。厚生労働省の認可を受け、共済事業の提供を通じて、組合員及び退職警察職員並びにその家族の生活の安定と向上に寄与することを基本理念として事業を運営している非営利組織(法人)です。

危険職種に指定されていた警察官

昭和35年(1960年)、安保闘争が激しさを増していた時代に「警察職員による警察職員のための共済事業」は産声を上げました。

当時の警察官は、負傷や殉職のリスクが極めて高い社会情勢の中で、「治安の砦」としての重責を担っていました。その一方で、民間の保険会社では、保険事故の発生率が高い警察官を危険職種に指定し、保険の加入に制限(保険料の割増、加入できる保険金額の上限設定など)を設けているような時代でもありました。

昭和33年に国家公務員共済組合法が制定され、年金と健康保険に関する公的な福利厚生制度が確立されましたが、当時の警察職員は給与が安く、万が一への備えが十分にできていないのが実情でした。警生協は、そうした警察職員が後顧の憂いなく職務に専念できるよう、当時の警察庁警務局長・坂井時忠氏(後の兵庫県知事)、厚生課長・前田利明氏(後の大阪府警察本部長、弁護士)を含む22名が発起人となって、昭和35年2月25日に創立総会を開催、3月10日に設立認可を獲得して法人としてのスタートを切りました。

小さな掛金で大きな安心を実現

警生協の「設立趣意書」には、『もし我々が自ら共済団体を設立し、相互扶助の精神に基づいて、自家保険式の火災共済事業を行うならば、募集費等の節減を図れる上に、利潤を見込む必要がないため、剰余金が生じた場合には加入者に償還することもでき、掛金(保険料)を低廉にすることができます』と記されています。これが警生協の原点であり、現在においても、この考え方を基本に事業を展開しています。

設立と同時に火災共済事業をスタートさせ(当時、警察職員の罹災件数は年間100~200件程度もありました)、翌昭和36年には、『タバコ1箱分で加入できる共済』を合言葉に、死亡保障のための「生命共済事業」を開始するに至っています。

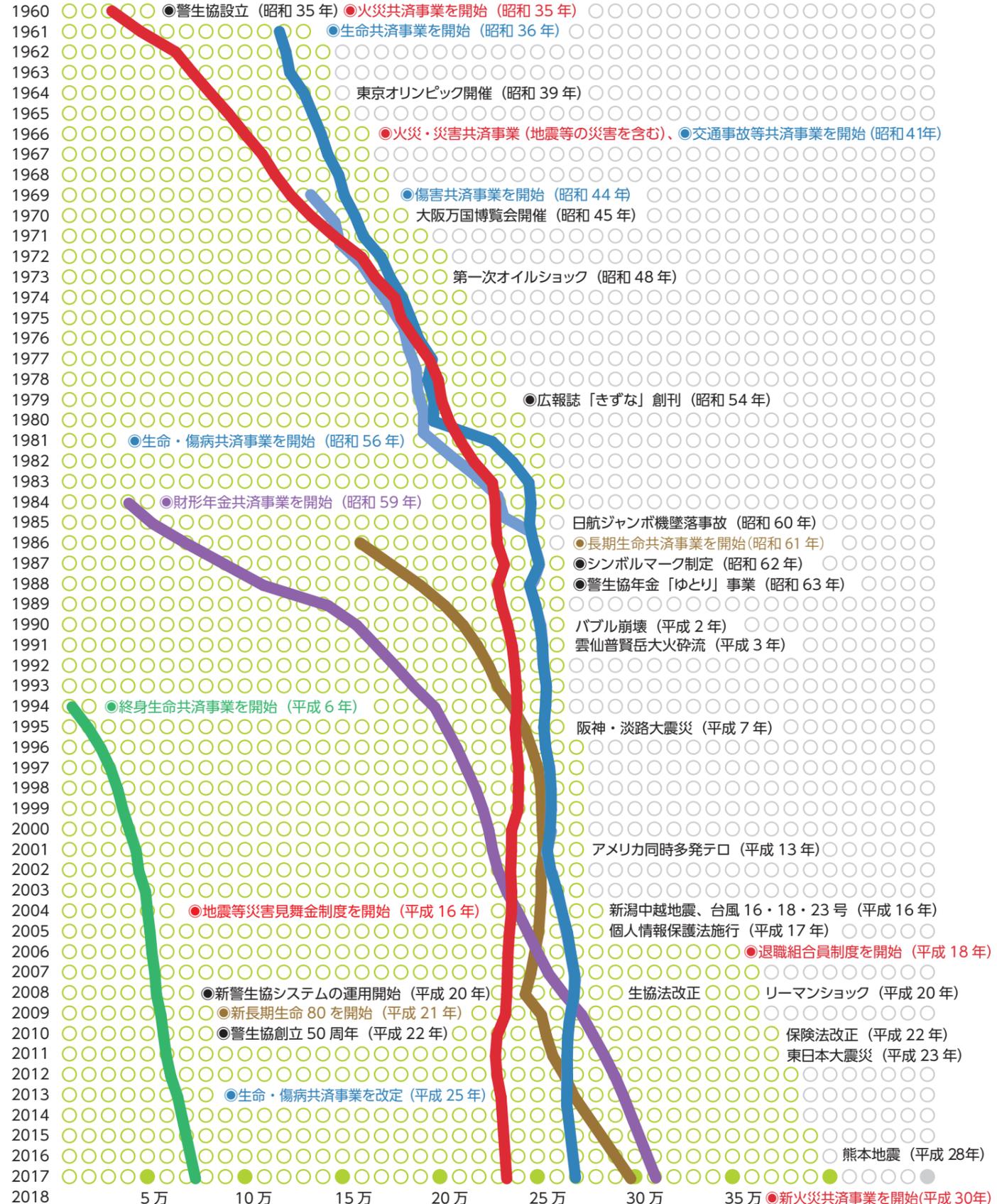
新たに誕生した生命共済は、1口に付き月額掛金が50円~110円で、共済金は一律30万円を給付。昭和35年に登場したハイライトが1箱70円だったことを考えると、まさに「タバコ1箱分」の掛金で、大きな安心を提供できる画期的な事業の始まりでした。



▲厚生大臣から交付された設立認可証(昭和35年3月10日)

警生協の原点

組合員数と共済事業のあゆみ



凡例 ○組合員数(○=1万人) 折線は各共済の契約者数
 ●火災・災害共済 ●生命共済 ●傷病共済
 ●財形年金共済 ●長期生命共済 ●終身生命共済

警生協の特長① 組合員利益の最大化

小さな掛金で、 大きな安心がまかなえる理由

必要最小限の 事業経費

警生協の共済は、厚生(警務)課や所属担当者にご協力をいただくことで、民間の生命保険会社のように営業職員を多数雇用したり、テレビCMに予算を割く必要もなく、また、事務費の節減を徹底しているため、掛金(保険料)に占める事業経費の割合が、大幅に低くなっています。

職域の 加入者集団

民間の生命保険では、保険内容により異なりますが老若男女を問わずに契約対象としているため、警生協の共済に比べて疾病率や死亡率が高くなる傾向があります。警生協の共済は、全国30万人の警察職員の皆さんが加入対象です。警察ファミリーによるスケールメリットを活かし、一人ひとりの組合員の掛金の負担を低く抑えています。

非営利 ゆえの還元

警生協の共済は営利を目的としていないため、共済金等の支払い後に剰余が発生した場合は、事業運営に支障のない範囲で、「利用分量割戻金」として、剰余金を各共済事業の契約者に還元しています。また、財形年金等の長期共済事業についても、資産運用等の結果、剰余が発生した場合には、「契約者割戻金」として各共済事業の契約者に還元しています。

掛金(保険料)に占める事業経費の割合

約**11%** ↔ 約**4%**

大手生命保険会社例

警生協

職域組合によるスケールメリット



多様な加入者

警察の職域

短期共済事業の割戻率(過去3年度)

	H26年度	H27年度	H28年度
生命共済	44%	40%	45%
傷病共済	33%	34%	35%
火災・災害共済	35%	10%	0%

警生協の特長② 強固な財務基盤

有事の備えは、 日々の鍛錬から培われる

安定収益を確保する 堅実運用

警生協では皆さんからお預かりした大切な掛金の運用に当たっては、長期投資にふさわしい安定した投資対象を厳選し、これらを最適に組み合わせた基本ポートフォリオに基づき安全かつ効率的に運用しています。リスクを抑えながら長期的な安定収益を確保する運用、そんな堅実な運用が、警生協の基本姿勢です。

自己資本残高(億円)



適切かつ厳正な リスク管理

資産の運用に当たっては、安全かつ安定的な資産運用について定めた運用管理規則に従い、財務委員会による審議を経て投資先を決定するなど、適切に対応しています。また、運用の基本ルールの遵守について、投資管理室による厳密なチェックを行う他、委託運用機関の運用チェック、ストレステスト等を実施し、安定運用に努めています。

自己資本比率(%)



自己資本充実による 大きな支払余力

自己資本残高は、資産の時価によって常に変動する「評価損益」分を除くと、1,278億円に達し、総資産額に対する自己資本比率は10.75%となっています。また、大災害や株価の暴落など、予期せぬ事象が発生した場合の対応力を示す「支払余力比率(最低200%以上必要)」は、1032.0%と高い基準を維持し、安全性を保持しています。

支払余力比率



警生協の特長③ 組合員を中心に据えた活動方針

親切・丁寧で、 健全・適切な事業運営

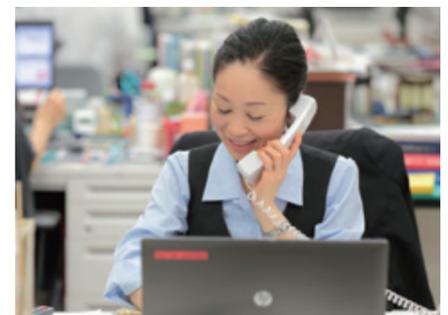


組合員に役立つ
情報を積極的に
発信します。

警察職員にも「ワーク・ライフ・バランス」が重要であり、万一のリスクや老後に備えて家庭経済を中心とした生涯生活設計の樹立と行動が求められています。警生協では、組合員の皆様がライフサイクルプランの検討や見直しをする際にお役に立てるよう、広報誌や各種パンフレット、ホームページ等を通じた情報提供を積極的に行っています。

組合員の相談に
積極的に
お応えします。

ライフサイクルプランの検討や見直しには、専門的な知識も必要となります。警生協では組合員の皆様とのフェイス・トゥ・フェイスによる個別相談の場において、組合員の皆様の個別のご質問やご相談に対応します。また、警生協職員によるファイナンシャル・プランナー等の資格取得にも積極的に努めています。



組合員の声を
共済事業の改善に
活かします。

警生協の事業運営の最大の目的は、警察職員の皆様の人生と暮らしに大きな安心をお届けすることです。これを実現するためには、より多くの組合員の皆様の声に耳を傾け、ご意見を迅速に事業に反映することが大切だと考えています。警生協では、組合員向け相談窓口(フリーコール)を設けて広くご意見を集めるとともに、支部担当者が日常業務の中で受けたご意見・ご要望等もきめ細かに分析し、各共済内容の改定や事業運営の改善に活かす取組みを徹底しています。



警生協の基本理念

警生協は、警察職員等のきずなと信頼を礎として、組合員が安心して職務に専念することができるよう、共済事業の提供を通じて、組合員及び退職警察職員並びにその家族の生活の安定と向上に寄与することを基本理念とする。

警生協の行動憲章

- 時代の変化に対応し、組合員のニーズに合った共済事業の提供に努めます。
- 永続的な保障責任を確実に果たすため、安全かつ安定的な資産運用に努めます。
- 法令を遵守し、適切かつ健全な事業運営に努めます。
- 組合員の利益を最優先に考え、親切・丁寧な対応に努めます。
- 組合員一人一人のライフステージに合った加入プランの推奨に努めます。